

検討課題4 調査対象外の産業等

1 課題の内容

科学技術研究調査の調査対象の範囲は、平成14年以降、フラスカティ・マニュアルに沿って規定しているところであり、特に、企業部門については、同マニュアルで「以下の産業を含めるべきである」として列挙された産業に該当するものを主産業とする企業を調査対象としてきた。

(参考) フラスカティ・マニュアル(2002年) 仮訳 抜粋

442. 以下の産業を含めるべきである。

鉱業	ISIC 第3版	14
製造業		15-37
公益事業、建設		40、41、45
卸売		50
輸送、倉庫、通信		60-64
金融仲介		65-67
コンピュータ、関連活動		72
R&Dサービス		73
建築、工学、他の技術活動		742

以上に加え、例えば農業などの他の部門(01,02,05)も、この部門の研究が多い国の場合には、含めるべきである。

第25回サービス統計・企業統計部会(平成23年12月26日)において、「本調査の対象外である「医療・福祉」や「小売業」でも、民間病院の医師として研究が行われていたり、小売業者からの特許出願が行われている現状があることから、調査対象とするか否かについて検討していくことが重要である」との指摘を受けたもの。

2 各府省からの意見・要望等

(1) 内閣府経済社会総合研究所

国民経済計算の次回基準改定以降、SRDの内部使用研究費をベースにR&Dの産出額等を推計するため、推計精度の向上の観点から、対象産業が増えることは望ましい。ただし、対象産業の増加により、既存の調査産業について、標本数の減少等により精度が低下することがないよう御配慮頂きたい。

(2) 経済産業省産業技術環境局

○医療分野については、開業医を含む医師が研究を行っている実態があるため、特に

民間の大規模な病院について調査対象に含める価値はあると考える。福祉分野は、現場では研究開発がほとんど行われていないため、回答者負担が大きくなりあまり望ましくないと考える。

○小売業については、特許出願を行っているところもあるが、商品サービスを共同で開発し、その知財を他社に使われないように特許出願しているものがメインであり、事業者への回答負担をかけてまで行う政策的価値はあまり感じていない。

○卸売業が調査対象とされているのは何故か。国際的な議論を承知したい。

3 検討事項

調査票甲の対象となる企業の範囲については、日本標準産業分類により決めているが、研究実施割合や研究費割合が小さいと思われる産業については、対象外としている。

対象外産業の中に、研究を実施している企業がどの程度存在するかを把握する必要がある。

(1) 小売業

企業活動基本調査の最新の平成 24 年度結果をみると、調査対象企業全体に占める小売業の研究実施企業の割合は 4.3%、研究開発費全体に占める小売業の研究開発費の割合は 0.1%で、平成 21 年以降、どちらの割合も横ばいが続いている。

科学技術研究調査で対象の産業の研究実施企業割合、研究開発費割合と比較しても小売業のそれは低い。

(2) 医療、福祉

部会で議論になったのは、医療分野での研究活動。

国及び公的医療機関並びに大学附属病院は、既に調査対象となっている。

厚生労働省の平成 25 年医療施設調査結果によると、これ以外の、医療法人等が開設者となっている病院は、6,596。これらのうち、実際に研究を行っているものがどの程度あるのか、また、それをどのようにして把握するのか、検討する必要がある。

なお、厚生労働省「平成 25 年度 病院経営管理指標」では病院の損益状況や財政状況を集計しているが、それによれば、医療法人が開設者である病院（一般病院、ケアミックス病院、療養型病院、精神科病院）における「研究研修費」は医業収益の 0.28%となっている。上記資料では「研究」と「研修」の内訳は分からないが、研究費に限れば、医業収益に対する比率はさらに低くなると想定される。